

現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入	力	確	認
贈与者、被相続人の氏名		※		※	

租税特別措置法施行令第40条の7の8第25項
第40条の7の10第22項
の規定による現物出資による会社設立に関する承認申請書に係る特例（受贈）事業用
資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	
----	--	------	--

2 特例（受贈）事業用資産の現物出資をした日（以下「現物出資日」といいます。）の属する年以前の各年（直前の特例（贈与・相続）報告基準日^{（注1）}の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

直前の特例（贈与・相続）報告基準日	当年	前年	前々年	前々々年
令和 年 月 日	円	円	円	円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 現物出資日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額	円		
② 現物出資日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額	円		
③ 現物出資日における特定資産の帳簿価額及び現物出資日の属する年の前年における特定資産の運用収入 ^{（注2）}	帳簿価額 （現物出資日）	運用収入 （現物出資日の前年）	
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	a	h
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b	i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するものの以外	c	j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するものの以外	d	k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e	l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^{（注3）} に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f	m
④ 必要経費不算入対価等 ^{（注4）} （現物出資日以前5年間に支払われたもの）	g	円	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g）		円	
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額（h+i+j+k+l+m）			円
⑦ 特定資産の保有割合 （⑤/（①+④））	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 （⑥/②）	%
有※	無		

※欄には記載しないでください。

（資12⑥－41－2－A4統一）（令7.6）

記載方法等

- 1 この明細書は、承継会社の設立に伴う現物出資による特例（受贈）事業用資産の移転について租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定により税務署長の承認を受ける場合に、当該特例（受贈）事業用資産に係る事業について記載し、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」に添付して提出してください。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

- (注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。
- 2 「特定資産の帳簿価額」とは、現物出資日において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、現物出資日の属する年の前年における特定資産の運用収入をいいます。
- 3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。
なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。
- 5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- 6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。